

# 意見募集中 (仮称) 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例 (素案)

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法が施行され、今までできなかった住宅での宿泊事業(民泊)が可能となります。区は、宿泊者の安全・安心の確保および周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を目的として、独自のルールの素案をまとめました。

問合せ 生活衛生課環境衛生主査 ☎5211-8166

## 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の素案

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1 目的                 | 13 標識の掲示場所         |
| 2 区の責務               | 14 届出内容の確認         |
| 3 区民の責務              | 15 届出住宅の公表         |
| 4 事業者の責務             | 16 宿泊者の募集時における告知   |
| 5 宿泊者の責務             | 17 宿泊者の本人確認        |
| 6 住宅宿泊事業の実施の制限       | 18 外国人宿泊者の旅券の写しの取得 |
| 7 届出住宅の構造設備の基準       | 19 宿泊者に対する重要事項の掲示  |
| 8 宿泊者の衛生の確保に必要な措置の基準 | 20 苦情等記録の保存        |
| 9 廃棄物の適正処理           | 21 定期報告            |
| 10 管理者の常駐等           | 22 報告徴収及び立入検査      |
| 11 周辺住民等への説明会等の実施    | 23 指導・勧告等          |
| 12 届出の際の添付書類         | 24 業務改善命令          |
|                      | 25 違反者の公表          |

## 民泊事業の実施形態と区域ごとの制限

民泊事業の実施形態には、家主が住みながら自宅の一部を貸し出す「家主居住型」と、家主が不在で部屋を民泊として貸し出す「家主不在型」があります。そのうち「家主不在型」を、管理者が常駐している「管理者常駐型」と、管理者が常駐していない「管理者駆けつけ型」などに分類します。各実施形態と区域ごとの制限は下表のとおりです。

	文教地区(※1)	学校周辺	人口が密集している区域(麹町・神田・秋葉原等区西部～北部)	人口が密集していない区域(霞が関等区南部)
家主居住型	日曜昼～金曜昼は不可	日曜昼～金曜昼は不可	180日(泊)(※2)	180日(泊)(※2)
家主不在型(管理者常駐型)	日曜昼～金曜昼は不可	日曜昼～金曜昼は不可	180日(泊)(※2)	180日(泊)(※2)
家主不在型(管理者駆けつけ型)	全日不可	全日不可	日曜昼～金曜昼は不可	180日(泊)(※2)
家主不在型(駆けつけ要件を満たさない管理者)	全日不可	全日不可	全日不可	全日不可

※1 都市計画によりホテル・旅館などの用途が制限されている地区のことです。  
※2 住宅宿泊事業法で定める制限(年間180日(泊)まで/正午から翌日正午までを1日とカウント)です。

## その他の主な内容

- 住宅の最低面積を25㎡とする
- 家主不在型(管理者駆けつけ型)の場合、迅速に対応できる距離および範囲内に管理者がいなくてはならない
- 民泊を行う場合は、あらかじめ周辺住民に説明会などにより周知しなくてはならない
- 廃棄物は、事業系ごみとして適正に処理しなければならない
- 民泊施設は、届け出後に交付された標識を、区が定める場所に掲示しなくてはならない

変更内容(下)表  
町名変更証明書の送付  
運転免許証など、各種の住所変更の手続きの際に必要な「町名変更証明書」を、1月4日

## 平成30年1月1日から 神田三崎町・神田猿楽町に 町名が変わりました

新(変更後)	旧(変更前)
神田三崎町一丁目	三崎町一丁目
神田三崎町二丁目	三崎町二丁目
神田三崎町三丁目	三崎町三丁目
神田猿楽町一丁目	猿楽町一丁目
神田猿楽町二丁目	猿楽町二丁目

※郵便番号および丁目・番・号の変更はありません。

問合せ コミュニティ総務課  
☎5211-4180  
に世帯(事業所・法人など)あたり10枚郵送しています。詳しくは、11月にお送りした手引きをご覧ください。お問い合わせください。

切り取り線(郵送の場合は、切り取ってお使いください)

(仮称)千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例(素案)に対するご意見

条例の素案は、区のホームページ(下のQRコードからアクセス可)または情報コーナー(区役所2階)・千代田保健所(九段北1-2-14)・出張所で閲覧できます。

氏名(名称)	
住所(所在地)	
所属	区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称 法人その他の団体は代表者の氏名 区内に事務所を有する者は事務所の名称

【提出期限】1月12日(金)(消印有効)  
【提出方法】氏名(名称)・住所(所在地)・所属・ご意見を記入のうえ、郵送・ファクスまたはEメールで下の提出先へ。

※意見の提出様式は自由です。この様式のほか区のホームページの「送信フォーム」(下のQRコードからアクセス可)も使用できます。

【提出先】生活衛生課環境衛生主査 〒102-0073 九段北1-2-14  
FAX 5211-8193 E-mail kankyousei@city.chiyoda.lg.jp

※口頭・電話での意見は受け付けていません。

※皆さんから寄せられた意見は、区の考え方とともに、後日区のホームページで公表します。個々の意見に対して、直接の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

※提出のあった意見や個人情報、当該案件の検討以外の目的には使用しません。



〈ご意見〉 (記入例)○○○に対する意見

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

## 祝日のごみ収集・資源回収



1月8日(月・祝)「成人の日」もごみ収集・資源回収を行います。当日の朝、決められた排出時間までに出してください。  
☎千代田清掃事務所 ☎3251-0566

広告

## 行政書士の無料相談 毎月2回開催!

遺言・相続 許認可手続 法人設立 外国人ビザについてなど  
場所: 区役所2階 時間: 13時~15時  
第1火曜日 2月6日  
第3火曜日 1月16日 2月20日  
毎月の開催日及び詳細はホームページで!  
http://www.chiyoda-gyosei.jp/ ☎6362-6715

## スクエアダンスの仲間に入りませんか!



期間: 2月7日から6月27日まで(募集2月末まで)  
時間: 毎週水曜日 18:00~21:00  
場所: いきいきプラザ一番町 B1 カスケードホール  
費用: 17週分 10,000円(2月は無料体験期間)  
HP: http://www.chiyoda-sdc.com  
連絡: 千代田スクエアダンスクラブ  
電話: 03-3261-1950(菱田)  
メール: nishimura@happy.email.ne.jp

## 公開講演「新春経済展望」

講師 (株)大和総研 常務執行役員 調査本部 副本部長 チーフエコノミスト 熊谷亮丸氏  
開催日時: 平成30年2月6日(火) 開演16:00~17:00 受付開始15:40  
一般社団法人電気倶楽部(下記住所にて)  
募集人数: 定員20名(先着順・事前にお申込みください)  
申込方法: 「2/6 講演会参加希望」と明記し、メール(infoten@denki-club.or.jp)または往復はがきに「住所/氏名/年齢/職業/電話番号」をご記入の上、お送りください。折り返しご連絡を差し上げます。  
※お申込時の個人情報は当講演会の連絡・受付のみに使用します。※未就学児の入場はお断りしております。  
【主催】一般社団法人電気倶楽部 http://www.denki-club.or.jp/ 〒100-0006 千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビル10階